#### 小松総合支所 TEL0898-72-2111

## 変更の届出をお忘れなく 家屋の取り壊し・住宅用地

これらの

# 一家屋を取り壊した方へ

日現 した方は届出をしてください 宅地の固定資産税は、 |住宅用地の変更をした方へ 固 成24年中に家屋を取り壊 在の状況で課税します。 定資産税は、 毎年1月 その

で税 額が異なります。 が住宅用地であるか否

いホー

 $\mathcal{L}$ 

記

記帳・

URL

問合せ

平成 地以 24年中に住宅用地を住 外に変更した方や、

宅用 地に変更した方は届出をして 住宅用地以外の用地を住宅用

TEL

伊予西条税務署

自

動音声に従

V

番

を選択してください

の教育ロー

ください 届出先

○市庁舎本館 資 **夏産税係** 資産税

課

TH 0897-52 ○各総合支所 1 2 7 6

税務課税務係 (東予

大学などの入学・在学費用を

玉

の教育ローンは、

高校や

本政策金融公庫が融資する

総務課税務係

(丹原•小

松

公的な制度です。

学生一人に

でき、 つき300 問合せ 返済とすることもできます 在学期間内は利息のみ 万円以内の利用が

対象者が拡大されます記帳・帳簿等の保存制

簿等の保存制

度

\* TEL 場合 右記 教育口 0 5 7 は 0) 番 0 1 TEL O 3 ・ンコー 号が利用 Ó 0 8 6 5 用できな ルセンタ 5 3 2 1 6

業所

不

動 る

産所得または山 いは前年分の事

前々年分あ

人の白色申告者

ロのうち、

林所得の

合計額が30

Ŏ

方円

える方に必要とされて

準備をお願いします。 様に必要となります。該当す 告の必要がない方を含む)に 行うすべての方(所得税の申 た記帳と帳簿書類 http://www.nta.go.jp 帳の内容の詳細は、 ページをご覧くださ 平成26年1月から同 記帳や帳簿書類等の 帳簿等の保存 所得を生ずる業務を 0) 保 国税庁 制度や 存 が

る方は、

て、

### - 弄满納整理強化月間」

#### 丸となって滞納整理に取り組みます

県内の市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構は12月を 「一斉滞納整理強化月間」と定め、一丸となって滞納整理 に取り組みます。

※「愛媛地方税滞納整理機構」は愛媛県内の市町税の徴収を専門に 行う広域的組織(県内全市町加入の一部事務組合)です。滞納案 件を市町から引き継ぎ、差押・公売などの滞納処分を前提に滞納 整理を行います。

#### ·斉に「催告」を実施!

当市の財政運営に大きな影響を与える市税収入の確保は 最重要課題です。そこで、市税の自主納付の促進と滞納整 理を図るため、12月に一斉催告を実施して収納率の向上に 努めます。なお、納期限を過ぎた場合は、年14.6%の延滞 金を併せて納付していただきます。

悪質な滞納者の 逃げ得、ごね得は 絶対に許しません

#### 市税の滞納処分を執行します

納期限が過ぎているのに納付しない場合は、督促状や催 告書を送付して税の納付を促します。

それでも納付のない場合には財産調査を行い、悪質な滞 納者に対しては、必要に応じて不動産・預貯金・生命保険 ・給与・年金・国税還付金・売掛金などの差し押さえを実 施する場合があります。また、高額・悪質な滞納案件は、 愛媛地方税滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

●平成23年度における西条市の滞納処分状況

不動産:42件 預貯金:251件 生命保険:78件 給 与:80件 金:10件 国税還付金:53件

売掛金など:8件

#### あなたの財産が

差し押さえられると



預貯金 保険、給与、 不動産など

売却や直接 取り立てします 税 金

年金など

※差し押さえは、その処分を受ける個人または法人の生活・経済活 動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

○市庁舎本館納税課 納税第1係 TEL0897-52-1241 納税第2係 TEL0897 — 52 — 1279 問合せ ○東予総合支所 税務課税務係 ○丹原総合支所・小松総合支所 総務課税務係

T.